

令和元年度第2回本庄市総合教育会議 次第

日 時 令和 元年 10月 31日 (木)

午後 1時 30分～ 2時 45分

場 所 職員厚生室 (本庄市役所 2階)

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

「貧困家庭・外国人に対する教育サポートについて」 (意見交換)

5. その他

6. 閉 会

【配布資料】

資料 1 : 貧困家庭等に属する子どもの支援について

資料 2 : 外国人児童生徒に関する取組等について

参考資料 1 : 本庄市総合教育会議運営要綱

貧困家庭等に属する子どもの支援について

本庄市福祉部 生活自立支援課
(令和元年9月30日現在)

【1】事業の経緯

全国的に貧困家庭等に属する子どもは将来の貧困率が高い傾向にある、いわゆる「貧困の連鎖」が課題となっており、学習環境が整わないことで高校未進学や高校中退を余儀なくされ、ひいては就職困難に至り、将来の自立を阻害する事例が報告されております。

本市では、この「貧困の連鎖」を断ち切る方策の一つとして、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行と同時に、同法に基づく任意事業として生活困窮世帯の中・高校生を対象とした学習支援事業を開始致しました。

また、同法の一部法改正により、平成31年度から従来の学習支援に加え、子どもの生活習慣や育成環境の改善を目的とした保護者に対する支援まで拡大されたことから、現在は保護者からの生活相談等も受付けるなど包括的な支援を実施しております。

【2】事業の概要

<子どもの学習・生活支援事業>

- ア 事業の位置づけ：生活困窮者自立支援法に基づく任意事業（国庫補助1/2）
- イ 実施形態：（一社）彩の国子ども・若者支援ネットワークへ業務委託
- ウ 場所/日時：本庄会場（はにぼんプラザ）毎週金曜日18～20時
児玉会場（児玉公民館）毎週月曜日18～20時
- エ 対象者：生活保護世帯及び生活困窮者世帯の中・高校生
（対象者 中学生24人 高校生28人）
- オ 支援内容：居場所の提供、個別学習指導、進路相談、生活相談、家庭訪問 等
- カ 達成目標：支援対象の中・高校生が適切な進路を選択し、又は充実した学校生活を送れるよう支援し、中学生20人及び高校生10人を学習教室に参加させ、高校進学及び就職等の進路を決定させるもの。（平成31年度業務委託仕様書より抜粋）
- キ 事業実績

(28年度)	① 学習支援対象者 40人（中学生 25人 / 高校生 15人） うち教室参加実人数 22人（中学生 15人 / 高校生 7人）
	② 家庭訪問のべ回数 243回
	③ 中学3年生進学率 5/5人

(29年度)	① 学習支援対象者 45人（中学生 24人 / 高校生 21人） うち教室参加実人数 25人（中学生 19人 / 高校生 6人）
	② 家庭訪問のべ回数 288回
	③ 中学3年生進学率 10/11人 高校3・4年生進路決定 6/8人

(30年度)	① 学習支援対象者 56人（中学生 26人 / 高校生 30人） うち教室参加実人数 21人（中学生 15人 / 高校生 6人）
	② 家庭訪問のべ回数 211回
	③ 中学3年生進学率 10/11人 高校3・4年生進路決定 2/2人

【3】現在の課題

本事業では、不登校傾向や養育環境に著しく問題がある場合など、直ちに手を差し伸べる必要がある子どもから優先的に支援が行き届くよう心がけております。

このため、支援対象世帯の抽出については、庁内関係部署や民生・児童委員、市民の皆さまからの情報をもとに、積極的な家庭訪問により対象世帯の子どもと保護者にアプローチをかけ、学習教室参加へと誘導しております。

しかしながら、対象世帯が把握出来ても子どもに学習の習慣が無いことや、保護者の就学意識の低さ等から、教室参加の同意が得られない場合が多いため、委託先事業者の支援員や当課の就学支援員が粘り強く信頼関係を構築して交流を深め、時間をかけて丁寧に子どもと保護者の就学意欲を喚起している状況です。

このため、現在の課題として、直ちに支援が必要な子どもを速やかに教室参加へ導くための方策について調査研究に取り組んでおります。

【4】今後の展望

本事業は生活困窮者自立支援制度の一環として実施しておりますが、学び直しの機会だけでなく、子どもの居場所としての効果が顕著にみられます。

また、子ども同士の交流や、親族や教員以外の第三者の大人との触れ合いから、自己肯定感や社会性が向上し、その結果、学校に通い始めたり、自宅や学校において積極的に行動したりするなどプラスの効果が見られております。

今後は、現在の事業運営を検証、改善するとともに、本事業で支援する子どもたちが学校や地域でより充実した生活が送れるよう、関係機関との連携を深め、情報を共有し、切れ目の無い支援が実施できる体制を整備して参りたいと考えております。



アスポート事業～これまでの取組～



平成22年度～ 中学生の高校進学支援 5教室

平成24年度  全国知事会優秀政策

平成25年度～ 高校生の学習支援 7教室

平成27年度

貧困の連鎖を断つ

埼玉県の取組が全国に

平成29年度

中学生 100教室 1,651名 (63市町村)

高校生 43教室 442名 (54市町村)



アスポート事業参加者の 高校進学率・中退率の推移



埼玉県知事記者会見



アスポート事業～新たな展開～



課題

子供の学力の推移



非認知能力(がんばる力)の推移



対策

新ジュニア・アスポート事業 ～小学生向け教室をモデル実施～

対象 困窮世帯の小学3～6年生

開催日数 週3日

内容 **学習支援** (予習・復習、宿題)

+

生活支援 (あいさつ、歯磨き)

体験活動 (キャンプ、工作、職業体験)

食育 (調理・片付け)





ジュニア・アスポート事業が始まりました！



平成30年7月から
県内6市町で本格的にスタート
～地域みんなで子供を育む～

実施市町

本庄市、狭山市、新座市、
富士見市、宮代町・杉戸町

定員

1教室 30名
(市町ごとに1教室)

教室スタッフ

大学生ボランティア、教員OB など

協力団体

子ども食堂、フードバンク
高齢者サロン、児童センター など



大学生の
お姉さんに
勝てるかな?!



友達
がたくさん
できました



教室運営にご協力ください！



まずは、**宿題**から



楽しい**食事**タイム

教室の一日の流れ(例)

- 15:30~16:30 (みんなが集まるまで) **自由時間**
- 16:30~17:30 **宿題、予習・復習**
(子供の学力、進度に合わせて)
- 17:30~18:30 **体験活動**
- 18:30 **食事準備、食事**
- 19:00 片づけ、連絡ノートの記入
- 19:30 送迎により帰宅



体験活動に夢中
(万華鏡の工作)

地域の子供のために、ご協力をお願いします

- 大学生、シニアの皆さん → 調理や送迎のボランティア
- 農家、商店街、企業の皆さん → 食材提供、職業体験

連絡先

福祉部社会福祉課
☎048-830-3271

外国人児童生徒に関する取組等について

学校教育課

1 本庄市教育委員会の取組と現状

○外国人児童生徒数の増加に伴い、日本語指導教室の設置及び市費日本語指導教室補助員（通訳）の配置により、外国人児童生徒の支援を実施。

- ・日本語指導教室補助員の主な業務……授業における児童生徒への支援、学校だより等の通知類の翻訳、通信票の翻訳、保護者面談や相談等における通訳。

○日本語指導教室設置校における外国人児童生徒数等（令和元年9月27日現在）

学校名	日本語指導教室設置数	通訳配置人数	外国人児童生徒数	うち要日本語指導児童生徒数
本庄東小学校	1学級 (H25より譚、H26、27は2学級)	2名	60人	17人
本庄西小学校	1学級 (H12より譚、H17~27は2学級)	1名	25人	24人
中央小学校	1学級 (H4より設置)	2名	27人	13人
児玉小学校	現在設置なし (H21~25まで設置)	なし	4人	2人
本庄西中学校	1学級 (H25より譚、H26、27は2学級)	1名	19人	11人

○日本語指導教室未設置校における外国人児童生徒数（令和元年9月27日現在）

学校名	外国人児童生徒数	うち要日本語指導児童生徒数	学校名	外国人児童生徒数	うち要日本語指導児童生徒数
本庄南小学校	10人	1人	本庄南中学校	21人	7人
児玉小学校	4人	2人			
金屋小学校	5人	1人	児玉中学校	12人	1人

※本庄市立小・中学校全体では、

外国人児童生徒数209人、うち要日本語指導児童生徒数77人。（R1.9.27現在）

外国人児童生徒数197人、うち要日本語指導児童生徒数59人。（H31.4現在）

外国人児童生徒数180人、うち要日本語指導児童生徒数61人。（H30.4現在）

○外国人児童生徒数への対応としては、

- ①本人及び保護者との面談。本人の日本語能力に支障がない場合は、住所に基づいて就学先、転入先を決定。
- ②日本語能力に支障があると判断した場合は、保護者の送迎を条件として、日本語指導教室が設置されている学校への就学及び転入を勧める。

⇒送迎が不可能な場合は、そのまま地元の学校に通学することとなり、このケースにおいては、当該児童生徒の困難さが増す。ただし、児童生徒本人に日本語能力に問題がない場合でも、学校と保護者とのコミュニケーションにおいて課題の見られるケースが少なくない。

○平成21年度に埼玉県が文部科学省から帰国・外国人児童生徒受入促進事業の指定を受けたことに伴い、県内で鴻巣市と本庄市の二市が、県からの委託により本事業を実施。

⇒本事業における主な取組内容は、

「①帰国・外国人児童生徒等の現状の把握と分析」

「②帰国・外国人児童生徒への日本語指導や適応指導の充実を図る支援体制の整備」

等が取組内容。補助金として、通訳に対する賃金が計上されており、本市の通訳の勤務時間を通常よりも延長し（5時間45分勤務を7時間45分勤務として対応）、児童生徒への支援を手厚く行うことが可能となった。

⇒外国人児童生徒受入促進事業の実施にあたり、平成21年度に先進的な取組を行っている群馬県太田市の視察。

- ・太田市では、日本語がほぼ全く理解できない状態で就学又は転入してくる児童生徒に対する初期指導を行う場として、太田市が所有する施設の中に初期指導教室を設置。退職教員等を市費職員として採用。
- ・外国人児童生徒に対して、個別指導の形態で一定期間の日本語初期指導を実施。ある程度のサバイバル日本語などが身に付いた段階で、地元の小中学校で学習する方式を導入。本市のように小中学校内に日本語指導教室が設置されている学校もあり。ある程度の日本語が身に付いた段階で学校に就学又は転入してくるため、小中学校における日本語指導教室の運営がしやすい形をつくることができている。

2 外国人児童生徒等に関する課題

○日本語指導加配教員について

日本語指導に係る教員は、年度ごとの加配による配置であり、その決定は年度末となる。したがって、臨時的任用教員の対応となってしまふ。日本語指導教室の経営を長期的な計画に基づいて実施し、外国人児童生徒が安心して学習できる環境を整えていくためには、日本語指導教室担当者の定数措置が必要である。

○日本語指導教室等の設置がなく外国人児童生徒が在籍している学校について

日本語指導教室が設置されておらず、通訳もいないという学校に日本語指導を必要とする外国人児童生徒が在籍しており、対応が難しくなっている。県と連携し、日本語指導教室を柔軟に設置することのできる体制づくりが必要である。

○多国籍にわたる外国人児童生徒への対応について

本市における外国人児童生徒の主な出身国は、ブラジル、ペルー、フィリピンであるが、その他にも、中国、ベトナム、韓国、台湾、タイ、モンゴル、インド、パキスタン、アルゼンチン、ボリビア、ネパール、トルコ、マレーシアと多岐にわたっている。市費で配置して

いる通訳は、ポルトガル語とスペイン語のみであることから、保護者対応を含めて困難な状況が見られている。多言語の通訳の配置が必要である。

○保護者対応について

言語の壁はもちろんのことであるが、文化や考え方の違いからも、保護者とのすれ違いや誤解などが生まれ、対応に苦慮することが少なくない。

○高校受験及び進学について

中学校においては、義務教育終了後の進学にあたり、高校受験が可能な学力（日本語能力を含めて）をいかに身に付けさせることができるかに苦慮している。生活言語としての日本語が身に付けていても、学習言語の獲得に困難さを示している生徒が少なからず見られている。

3 外国人児童生徒等への対応にあたっての方策や要望

○本務者対応の日本語指導教員の配置（定数化）。

○市費による多言語の通訳の配置に対する国等からの補助。

○日本語指導教室の柔軟な設置、日本語指導教室担当者の育成及び指導力の向上。

○日本語が全く話せない児童生徒のための日本語初期指導教室の設置。

○本庄市総合教育会議運営要綱

平成 27 年 11 月 16 日

告示第 435 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、[地方教育行政の組織及び運営に関する法律\(昭和 31 年法律第 162 号\)第 1 条の 4](#)の規定に基づき、本庄市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第 5 条 会議は、[第 2 条](#)の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第 7 条 市長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した会議録を会議の終了後遅滞なく作成し、[前条ただし書](#)の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- (2) 出席者及び欠席者の職及び氏名
- (3) 議題及び配布資料
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 会議録には、市長及び市長が指名する 1 人の構成員が署名するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第10条 [次の各号](#)のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第11条 市長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の禁止行為)

第12条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(庶務)

第14条 会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第15条 [この要綱](#)に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

[この告示](#)は、公示の日から施行する。